

# 広島県退職校長会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 この会は広島県退職校長会と称し、事務所を会長の定める所に置く。  
(所在地、事務局長宅 広島市佐伯区五月が丘2丁目17番24号)
- 第2条 この会は広島県教育の振興に寄与すると共に、会員相互の親睦と福祉の増進を図ることを目的とする。
- 第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 広島県連合小学校長会、広島県中学校長会、並びに広島県高等学校長協会との連絡連携
  - 2 全国の退職校長会並びに教育関係諸団体との連絡連携
  - 3 広島県内教育の振興
  - 4 会員の福祉増進
  - 5 会員相互の親睦
  - 6 その他、この会の目的達成に必要な事業

## 第2章 組 織

- 第4条 この会は広島県内公立小・中学校長であった者をもって組織し、各地区にそれぞれ支部をおく。

## 第3章 役 員・職 員

- 第5条 この会に次の役員を置く。
- 1 会 長 1名
  - 2 副 会 長 若干名
  - 3 常任理事 若干名
  - 4 理 事 各支部100名までは2名とする。但し、100名をこすごとに1名を加える。
  - 5 監 事 2名
  - 6 支 部 長 各支部1名
- 第6条 会長、副会長、監事は選考委員会で選出し総会で決定する。  
選考委員は、細則「役員選出に関する規定」により定める。  
理事は各支部から選出し、内1名は支部長になる。  
常任理事は西部・芸北・芸南・尾三・福山・備北地区から各1名、理事の互選とする。  
支部長は各支部において選出する。

第7条 会長は本会を総括する。  
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。  
理事は理事会を組織し、役員を選出、事業、予算・決算の承認、会則並びに細則、その他の事項を協議決定する。  
監事はこの会の会計を監査する。  
支部長は支部を総括代表する。

第8条 会長は会員の中より常任理事会に諮って事務局長、事務局次長、会計幹事を委嘱する。  
2 事務局長、事務局次長、会計幹事は事務局を構成し、会長の命を受けて総務・庶務・会計および広報、その他の会務にあたる。  
3 会長は常任理事会に諮って会の運営上必要な委員会を設置することができる。  
4 事務局長、事務局次長、会計幹事はすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第9条 会長は常任理事会に諮って、顧問を委嘱することができる。  
2 顧問は必要に応じて、会長の相談にあずかる。

第10条 役員任期は2年とする。ただし、重任することができる。  
2 役員はその任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

#### 第4章 会 議

第11条 この会の会議は、総会、理事会、常任理事会および支部役員ブロック別会議とする

第12条 総会は理事会をもって替えることができる。

第13条 総会は代議員でもって構成する。代議員は各支部の理事とする。

第14条 総会は年1回開催し次の事項について協議決定する。

- 1 事業報告及び決算の承認
- 2 事業計画及び予算の決定
- 3 役員を選出
- 4 会則の改正
- 5 その他重要事項の協議決定

第15条 この会の会議は、会長が招集し、議長は、会長または会長の指名した者となる。なお、会議は2分の1以上の出席によって成立する。

第16条 会議の議事は出席者の過半数で決める。  
2 可否同数のときは議長が決める。

## 第5章 会 計

- 第17条 この会の経費は、会員の会費及びその他の収入で支弁する。
- 第18条 この会の会費は、細則で定め、毎年7月末までに事務局に納める。
- 第19条 この会の経費は、会員の会費及びその他の収入で支弁する。
- 第20条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

## 広島県退職校長会細則

### 第1条 会費に関する規定

- 1 会費は会員一人当たり年額2000円とする。その内、全国連合退職校長会会費400円、支部助成金500円を含む。
- 2 会費の特例については内規で定める。

### 第2条 慶意に関する規定

- 1 春秋並びに高齢者叙勲の場合は、会長名で祝電を打つ。打電は、支部が担当し経費は本部より支出する。
- 2 長寿者に祝意を表する。

### 第3条 弔意に関する規定

会員死亡の場合は、会長名で弔電、弔辞を供える。事務は、支部が担当し、経費は、本部より支出する。

### 第4条 地区組織に関する規定

地区組織については概ねつぎのとおりとする。

西部地区(西部支部・広島市支部)

芸北地区(山県支部・安芸高田支部)

芸南地区(呉支部・安芸支部・東広島支部・安浦川尻支部)

尾三地区(竹原支部・豊田支部・三原支部・尾道支部 因島支部・世羅支部)

福山地区(沼隈内海支部・福山支部・府中・芦品支部・神石支部)

備北地区(三次支部・庄原支部)

### 第5条 役員選出に関する規定

- 1 選考委員は会長、副会長をのぞく常任理事でもって充てる。
- 2 選考委員長は選考委員の互選とする。
- 3 選考委員会は常任理事会終了後開催する。
- 4 選考委員は選考委員会において会長1名、副会長3名、監事2名を選出する。なお、細則第4条に掲げる6地区より各1名を選出する。

### 第6条 支部役員ブロック別会議に関する規定

支部役員ブロック別会議は隔年ごとに北部、西部、東部の3地区で開催し地

域の情報交流の場とする。

#### 第7条 会報委員会に関する規定

- 1 会則第8条3項に則り、会報委員会を設置する。
- 2 会報委員会は、会報発行を通して会員の情報を共有し、組織の強化と連携を図る。
- 3 会報委員は、常任理事の推薦を受け会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし重任することができる。
- 5 会報委員長は会報委員の互選により選出する。
- 6 会報委員会は、年度当初会報委員会を持ち、年三回の会報発行の編集方針および計画を立てる。
- 7 各号の編集内容については、会報委員会の計画に基づき編集にあたる。
- 8 委員長は総会及び理事会に出席し意見を述べるができる。

### 内 規

#### 第1条 会員に関する特例

- 1 90歳以上の会員は、終身会員として会費を免除することができる。
- 2 会員が著しく老衰病身などの場合、支部長は本部と協議して会費を免除することができる。

#### 第2条 会費免除者は全国連合退職校長会に負担金を納入しない。

#### 第3条 長寿者に対する祝意

80才(傘寿)に達した会員には賀詞を贈り、88歳(米寿)及び100才(上寿)に達した会員には、祝詞を贈呈する。

### 附 則

- 1 この会則・細則は昭和40年7月23日から実施する。
- 2 この会則・細則は昭和42年5月9日に一部改定実施する。
- 3 この会則・細則は昭和58年4月28日に一部改定実施する。
- 4 この会則・細則は昭和62年5月1日に一部改定実施する。
- 5 この会則・細則は平成元年4月1日に一部改定実施する。
- 6 この会則・細則は平成2年4月18日に一部改定実施する。
- 7 この会則・細則は平成3年2月22日に一部改定実施する。
- 8 この会則・細則は平成19年4月17日に一部改定実施する。
- 9 この会則・細則は平成22年4月9日に一部改定実施する。
- 10 この会則・細則は令和2年4月1日に一部改定実施する。
- 11 この会則・細則は令和4年4月1日に一部改定実施する。
- 12 この会則・細則は令和5年4月1日に一部改定実施する。
- 13 この会則・細則は令和7年4月1日に一部改定実施する。
- 14 この会則・細則は令和8年4月1日に一部改定実施する。